

「やまなしの食」認定要領

第1 趣旨

県では、平成28年3月に策定した「第3次やまなし食育推進計画」において、食文化の継承を重要施策として位置付け、郷土食など本県の特色ある食文化を継承し、地域の活性化に役立てていくこととしている。

このため、本県の食文化を形成する郷土食等のうち、県が特に次世代に継承すべきものとして支援を行うものを「やまなしの食」として認定する。

第2 定義

やまなしの食は、本県又は当該地域の特徴を有すると認められ、次世代へ継承すべき料理及び加工食品とする。

第3 分類

「やまなしの食」は、次の(1)～(4)の分類に沿って認定する。

(1) 郷土食（郷土料理）

地域に根付いた農畜産物を使い、または、その地域独自の調理方法で作られ、地域で伝承されている料理。

(2) 地域固有の行事食

本県又は地域固有の食文化に基づき、季節ごとの行事やお祝いの日等に食べる特別の料理及び加工食品。

(3) 本県の特色ある農産物から作られた加工食品

地域の特色ある農産物を利用して作られた加工食品。

(4) 地域ブランド食

歴史は浅いものの、地域おこしや地域振興のために作られ、継承活動に取り組む団体が存在する地域の特性を生かした料理及び加工食品。

ただし、次の料理及び加工食品は、「やまなしの食」に該当しないものとする。

<上記分類に該当しない料理等>

① 調理や加工が行われていない農産物単品。

(栽培方法に特徴があっても、農産物単品は該当しない)

② 調味料、飲料（ワイン、日本酒等）。

第4 審査

(1) 「やまなしの食」の認定のための審査は、市町村や食に関連する団体からの知事への推薦等に基づき、やまなしの食育み会議（(平成30年5月9日、「やまなしの食」育み会議設置要綱）。以下「育み会議」という。）において行う。

(2) 「育み会議」では、本要領第3の分類ごとに本要領第2の定義に該当するかにどうかについて審査し、審査結果を知事に報告する。

第5 認定

知事は、「やまなしの食」育み会議の審査結果に基づき、「やまなしの食」を認定し、公表する。

附則 この要領は、平成30年7月2日より施行する。